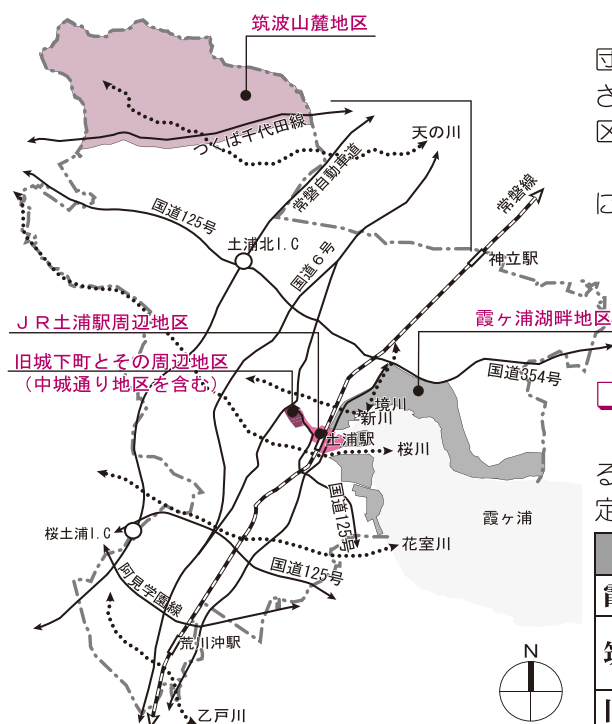


土浦市景観条例を 制定しました

問 都市計画課(☎826-1111 内線2266)



土浦市景観計画と土浦市景観条例



土浦市景観計画区域(土浦市全域)

土浦市は、平成21年9月1日に景観法に基づく景観行政団体になり、「第7次土浦市総合計画」(平成20年3月)で示されている「景観の向上」の実現のため、市全域を景観計画区域とする「土浦市景観計画」を策定しました。

この景観計画を実行性のあるものとするため、10月1日に「土浦市景観条例」を一部施行しました。

景観計画・景観条例は平成24年4月1日から全面施行になりますので、4月1日以降に条例に規定する規模の建築物の建築などを行う予定のある市民や事業者の皆さんは、都市計画課に事前に相談してください。

□景観計画の区域

景観計画区域は、市内全域であり、特に本市を特徴づける良好な景観形成に向けて景観形成重点地区(重点地区)を定めます。

重点地区	地区の範囲
霞ヶ浦湖畔地区	霞ヶ浦に面した一定の範囲
筑波山麓地区	県道つくば千代田線の沿道を含む筑波山麓の一定の範囲
旧城下町とその周辺地区(中城通り地区)	亀城公園や中城通りを中心とする一定の範囲
JR土浦駅周辺地区	JR土浦駅を中心とする一定の範囲

◎市全域の良好な 景観づくりに関する基本方針

原風景となる豊かな
自然景観

風格と個性ある
歴史・文化景観

多様で活力ある
都市景観

豊かな自然、風格ある歴史・文化を生かし、
魅力きらめく『景観都市つちうら』をみんなで創造する

□届け出対象行為

市全域(重点地区を除く)では、例えば、「高さが15m以上、もしくは、延面積が1,000㎡以上の建築物」などを建築(新築、増築、改築など)する場合には、事前に市への届け出が必要になり、協議・誘導を行います。

重点地区については、「高さが10m以上、もしくは延面積が500㎡以上の建築物」が届け出対象になるなど一般地区よりも高さや面積がより厳しくなります。

また、そのほかにも「市街化調整区域の住宅等を除いた建築物」、「高さ15mを超える工作物」、「3,000㎡を超える開発行為」などが届け出対象になります。

建築などを予定している皆さんへ

平成24年4月1日以降は、この景観計画と景観条例に基づいて、市内全域で一定規模の建築物の建築や工作物の建設などを行う場合には、景観計画の中で定めている景観形成基準の内容に沿ったものであるかどうかを確認するために、事前に市への届け出が必要になります。

